

指定種苗制度に関するQ&A（未定稿）

平成27年10月版

【指定種苗の考え方と種苗の範囲】

（問1） 指定種苗とは？

（答）

種苗法では、種苗（林業の用に供される樹木の種苗を除く。）のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、穂木、台木、種菌その他政令で定める葉、芽であって品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして、農林水産大臣が指定する植物の種苗を指定種苗といいます。

指定種苗には、食用となる植物（穀類、豆類、いも類、工芸農作物のうち糖料、でんぷん、油脂料、香辛料及び薬料に利用される農作物、野菜（食用に供される花きを含む）、飼料作物）の全ての種類と、果樹、花き、芝草、きのこのうち一部の種類が該当します。

（問2） 苗や苗木はどこまでが表示の必要な種苗なのか？

（答）

食用となる植物（問1参照）は、販売される苗全てに表示が必要です。

また、果樹は15種類の苗木、花きは10種類の苗や苗木について、以下のように表示が必要です。

果樹・・・おうとうの苗木については3年生まで（3年生接ぎ木苗木含む）。

それ以外の指定種苗については2年生まで（2年生接ぎ木苗木含む）。

花き・・・カーネーション、きく、マーガレット、りんどうの苗については、挿し穂、セルトレイ苗等の幼苗。シンビジウム、デンドロビウム（ともに組織培養苗のみ）については1年生苗（ポット苗）。つつじ、つばきについては、1年生苗木。ぼたんは、3年生大苗まで。ばらは、多様な形態がありますが、概ね1年生苗木を種苗としています。

（問3） 2年生苗木の年数の考え方は？

（答）

植物ごとに時期が異なりますが、挿し木適期（接ぎ木苗木の場合は接ぎ木適期）に挿し木（接ぎ木）を行い、最初の定植適期に出荷するものを、1年生苗木とします。

2年生苗木は、その後次の定植時期まで育苗したものとします。

(問4) 1年生の植物で飲用に利用される農作物(ハーブ茶等)の種苗は、指定種苗に含まれるのか?指定種苗に含まれる場合、ハーブ類は「野菜」か「工芸農作物」か?また、観賞用のハーブはどこに分類されるのか?

(答)

飲食の用に供される花き(ハーブ等)については、指定種苗に含まれます。

ハーブ類は、植物学上の分類ではないことから、飲食用に供される場合はその用途により区分を判断します。

飲食用に供される可能性のあるものとして、ミント、レモンバームは直接食べるものなので野菜に、ラベンダーは料理の臭いを取るために香辛料として利用されることから工芸農作物に区分しています。

また、飲食用に供される可能性のあるハーブであっても、「観賞用」等飲食に供しない旨が明記されていれば、指定種苗には含みません。

(問5) 食用目的で栽培されれば指定種苗に該当するものであっても、鑑賞用として販売すれば指定種苗に該当しないことになるのか。また、販売者は種苗業者の届出が必要か?

(答)

食用目的で栽培されれば指定種苗に該当するものであっても、「鑑賞用」と判断できる形態で販売している場合は、指定種苗に該当しません(例えば、「これは、鑑賞用とうもろこしです」と表示して販売している場合など。「花き」又は「芝草」として指定種苗になっているものを除く。)

指定種苗の販売に当たらないので、種苗業者の届出は必要ありません。

(問6) 花の指定種苗について、今後種類を増やす予定はあるのか?今後の見通しは?

(答)

指定種苗を定める場合、生産及び流通の実態を踏まえて指定しているところであり、見直しの必要性が生じた場合には、追加又は削除を行うこととしています。

なお、今のところ具体的な見直し作業は予定されていません。

【種苗業者について】

(問7) 種苗業者とは？

(答)

「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者（個人、法人を問わない）です。

注：「販売」については、問8を参照してください。

「業とする」については、問9を参照してください。

例えば、種苗会社、農協、指定種苗を生産し販売している農家（以下「指定種苗生産農家」という。）、指定種苗を販売しているホームセンターやスーパーマーケットも種苗業者になります。

(問8) 「販売」とはどういう意味か？

(答)

代金を得て他人に所有権を移転することを「販売」といいます。種苗の所有権を持っている者とは、具体的には、どの種苗を、いくらで、どのくらい売ののかを決められる者、売れ残った種苗をどのように処分するか決める権利のある者のことです。従って、単に種苗を生産したり「人に売る」という行為を代行してその対価を得る行為は「販売」とはいいません。また、営利を目的とするか否かは問いません。

なお、委託を受け種苗の生産を代行している者や販売の場所を提供している直売所のように販売の行為だけを代行している者の場合、生産や販売の対象となる種苗を自由に処分する権利を有していないので、これらの者はその種苗の所有者とはいえ、種苗業者に該当しません。

また、無償で譲渡する行為は販売にあたらないので、問24に記載した指定種苗の表示すべき事項について表示の義務はありません。

(問9) 「業とする」とはどういう意味か？

(答)

反復、継続の意志をもって同種の行為を行うことを「業とする」といい、これらの意志をもって行う1回の行為を含みます。

【届出について】

(問10) 種苗業者は届出が必要か？

(答)

種苗業者は、原則として「種苗業者届出書」の提出が必要です。
ただし、問11に該当する種苗業者は、届出の必要がありません。

(問11) 届出の必要のない種苗業者とは？

(答)

都道府県及び指定種苗を専ら種苗業者以外の者（農作物の生産者及び一般家庭）に販売することを業とする者（小売業者）です。

例えば、農家へ販売している指定種苗生産農家、ホームセンターやスーパーマーケットは届出の必要がありません。

なお、種苗業者の届出の必要がない種苗業者であっても、問24に記載した指定種苗に表示すべき事項は表示しなければなりません。

(問12) 小売業者とは？

(答)

指定種苗を、専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者です。

(問13) 農家が一般家庭に直接指定種苗を販売する場合は届出は必要か？

(答)

この場合の農家は小売業者であり、種苗業者の届出は必要ありません。

(問14) 農家が直売所で野菜苗を販売する場合、直売所は届出が必要か？

(答)

一般的に直売所は、生産者が問屋・小売店などの仲介者の手を経ないで自ら直接消費者に販売する場所です。このような場合、直売所は場所を提供しているだけと考えられますので、種苗業者とはならず届出は必要ありません。

なお、直接消費者に指定種苗を販売している農家も種苗業者の届出は必要ありません。

(問15) 農家が農協へ指定種苗を販売している場合、届出が必要か？

(答)

農協は、通常、指定種苗を販売していることから種苗業者です。種苗業者である農協に指定種苗を販売している農家は、種苗業者の届出が必要です。

(問16) 農家が農協から委託を受けて指定種苗を生産し、生産された苗を全て農協へ出荷した場合は、農家は種苗業者か？また、届出が必要か？

(答)

農協が苗の生産を農家に代行してもらうだけの場合（苗の所有権は農協）は、農協と農家の間には販売関係がないことから、この場合の農家は種苗業者とはなりません。当然届出も必要ありません。

しかし、当事者が委託という言葉を用いても、生産者と農協間で販売関係がある場合は、問15と同様に届出が必要です。

**(問17) 届出を連名で行うことは可能か？（例えば、農協の部会等）
また、個々の生産者の届出をJAが代行することは可能か？**

(答)

代表者の選定等に関する規約があり、かつ、代表者が決まっている場合には、任意団体とみなせることから、農協の部会が種苗業者の届出主体となることは可能です。

なお、規定等もなく、便宜的に個々の生産者の届出を農協の名前で代行することは認められません。

個々の生産者が記載した種苗業者届出書を、農協がとりまとめ、一括して農林水産省に届け出る（例えば、同じ封筒に入れて郵送する）ことは可能です。

(問18) 営業所が複数ある場合、どのように届け出ればよいか？

(答)

(種苗業者届出書の例)

1 住 所	A 県 B 市 C 町 1 - 2
2 氏 名	□□園芸
3 取り扱う指定種苗の種類	穀類、・・・・、きのこ
4 営業所の所在地	○○支店 D 県 E 市 F 町 3 - 4 △△営業所 G 県 H 市 I 町 5 - 6

* 営業所が多い場合は、別紙に記載しても可

なお、営業所で苗を生産した場合でも、指定種苗に表示する種苗業者名は「□□園芸」となります。

(問19) 指定種苗の苗を市場に出荷する場合、種苗業者としての届出が必要な者は誰か？

(答)

苗は、出荷者（農家、農協等）→市場（卸売業者）→仲卸業者又は売買参加者に卸される形態が一般的です。

市場出荷には、買付出荷と委託出荷の形態があり、販売の有無（所有権の移動）によって種苗業者届出書の提出が必要か、否かを判断することになります。

- 1 買付出荷の場合（それぞれの段階で販売され、所有権が移動する）
 - ・届出が必要な種苗業者は、市場に出荷した者、卸売業者、仲卸業者です。
 - ・売買参加者がスーパー等の小売業者であれば、届出の要らない種苗業者となります。
- 2 委託出荷の場合（所有権が移動しない）
 - ・届出が必要な種苗業者は、市場に出荷した者、仲卸業者です。
 - ・卸売業者は、卸の仲介者であり、人に売る、という行為を出荷者の代わりに行っているにすぎず、種苗業者ではありません。
 - ・売買参加者は、1に同じく届出の要らない種苗業者です。

**(問20) 届出が受理されたという通知は来るのか？
通知が来ない場合、受理されたかどうかどのように確認すればよいか？**

(答)

届出制度であり、記載内容に不備がない場合には、受理しただけで完了となりますが、「受理されたかどうか分からない」とのお問い合わせが多いため、接受印のある種苗業者届出書のコピー等を返信することとしています。

なお、返信に時間がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、届出書の到着確認を希望される方は、農林水産省食料産業局知的財産課種苗産業班あてにお問い合わせ下さい。（電話：03-3502-8111（内線）4288）

(問21) 届出はFAXでも受け付けているのか？

(答)

種苗業者届出書は、氏名欄に押印あるいは自署による提出を義務付けていることから、郵送による届出をお願いします。

届出書提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 食料産業局 知的財産課 種苗産業班

【表示事項・表示方法について】

(問22) なぜ、表示が必要なのか？

(答)

種苗は、外観からだけでは品種や発芽率等の品質を識別することが難しいため、種苗を使用する人が良質な種苗を選択できるように表示を義務づける必要があるからです。

(問23) 表示の方法は？

(答)

- 1 包装に表示
- 2 種苗に添付する証票（納品書、送り状などを含む。）に表示

のいずれかの方法のよって表示されていれば問題ありません。

ただし、種苗を大箱に入れてばら売りするような場合には、掲示その他の見やすい方法により表示することができます（この場合には数量の表示は不要です）。

なお、ホームセンター等小売店で販売中の苗に農薬を使用した場合は、使用した農薬の有効成分名（食用農林水産植物の種苗の場合は、回数も記述）を、使用した店名と共に表示に追記してください。この場合の追記を、個々のラベルに対してではなく、店頭での掲示で行うことも可能です。

(問24) 表示事項は？

(答)

種苗法第59条に定められている下記の事項を指定種苗に表示しなければなりません。

- ① 表示をした種苗業者名（法人は名称）及び住所
- ② 種類及び品種（接ぎ木した果樹苗木は、穂木及び台木の種類と品種）
- ③ 生産地（国内産は都道府県名、外国産は国名）
- ④ 種子については、採種年月又は有効期限及び発芽率

- ⑤ 数量（重量、体積、本数、個数等）
- ⑥ その他省令で定める事項

その他省令で定める事項は、次のとおりです（種苗法施行規則第23条第3項）。

- ・食用及び飼料の用に供される農林水産植物（以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であって、農薬を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数。
- ・食用農林水産植物以外の農作物の種苗（果樹等の多年生植物の苗木・穂木を含む）であって、農薬により病害虫の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類。
- ・種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類（トリコデルマ）の有無。

（問25） 複数の有効成分を含有している農薬を野菜の種子消毒に使用したが、表示は商品名ではなく有効成分により行うこととなっており、どのように表示をすればよいのか？

（答）

食用農林水産植物の種苗に農薬を使用した場合は、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類毎の使用回数を表示することとしています。

また、農薬の容器・包装に使用時期・使用方法ごとに記載されている場合は、区分毎の使用回数を表示することとしています。設問の場合では、下記の例を参考にして表示して下さい。

有効成分チウラムとベノミルを含有する農薬を1回使用した場合の表示例

- （例1） チウラム、（又は「・」も可）ベノミル 種子粉衣各1回使用
- （例2） チウラム、（又は「・」も可）ベノミル 処理済各1回（種子粉衣）
- （例3） チウラム、（又は「・」も可）ベノミル 各1回使用
- （例4） チウラム、（又は「・」も可）ベノミル 処理済各1回 等

なお、上記の必要最低限な表示の他に、薬剤名や混合剤といった表示を併記することは問題ありません。

- （例） チウラム・ベノミル（混合剤）処理済各1回

(問26) 農薬を使用していないときの表示方法は？

(答)

種苗法では、農薬を使用した場合には表示をするように定めています。

従って、使用していない場合には記載する必要はありません。

農薬を使用していない旨の表示をすることについては、指定種苗制度上問題はありませんが、「無農薬」という表示はしないよう推奨しています。例えば、「農薬を使用していない苗です。」「農薬は使っていません。」といった表示をするようお願いいたします。

(問27) 海外で種苗に農薬を使用した場合、表示が必要か？

(答)

海外で種苗に使用した農薬であっても、農薬の有効成分名（食用農林水産植物の場合は、使用回数も記載）を表示してください。

(問28) 食用ではない花き等になぜ農薬使用履歴の表示が必要なのか？

(答)

花き、芝草については、作付面積が大きく、品種数が多く商業流通が広範に行われているものを表示の必要な種苗として指定しています。

このような種苗については、病害虫が発生すると農業生産上大きな被害をもたらすので、被害を最小限に抑えるため、防除履歴を購入者に知らせ、適切な生産活動を行っていただくために必要があるからです。

表示が必要な種苗として、花き32種類、芝草18種類が指定されています。

(問29) なぜ、果樹の苗木等には、農薬の使用回数を表示する必要がないのか？

(答)

農薬取締法の運用では、果樹の苗木は非食用として扱われており、農薬使用基準において農薬使用回数制限されていません。

指定種苗制度では、農薬使用基準において農薬の使用回数が制限されているものについて、農薬の使用回数の表示を義務づけており、果樹の苗木等については義務づけていません。

(問30) 農薬使用については、いつの時点からのものを表示するのか？

(答)

種子は種子消毒から、苗は種子に使用した農薬及び育苗時に使用した農薬（土壌消毒を含む。）の有効成分名（食用農林水産植物の種苗の場合は、回数も記述）を記載してください。

なお、種子や穂木を生産するため親株に使用した農薬は表示する必要はありません。例として、種子は採種（収穫）後から、イチゴ苗はランナー切断後から、サツマイモ苗は茎を採取した後から使用した農薬について表示してください。

(問31) 接ぎ木前に台木と穂木それぞれに使用した農薬が異なる場合、両方の表示が必要か？

(答)

接ぎ木苗の農薬使用履歴については、接ぎ木前の「穂木」に使用した農薬及び接ぎ木後の「穂木」と「台木」に使用した農薬の有効成分名と使用回数を表示する必要があります。（果樹の接ぎ木苗については有効成分名のみ）。接ぎ木前の台木に使用した農薬は表示する必要はありませんが、台木に使用する農薬は、台木に適用のあるものにしてください。また、接ぎ木後の苗には穂木に適用のある農薬を使用してください。

(問32) 果樹の3年生大苗等、数年間育成してから販売する場合、育苗中に使用した全ての農薬について表示するのか？

(答)

果樹の苗木については、育苗中に使用したすべての農薬の有効成分名を表示することとしています。

なお、3年生苗木は、「おうとう」のみが該当することになります（問2参照）。

(問33) ばれいしょ種いもの農薬使用回数に係る生育期間のカウントは？

(答)

ばれいしょ種いもとは、種いも採種ほ場において、ばれいしょ原種を用いて生産されたものであり、食用ばれいしょを生産するための苗（種いも）であることから、食用農林水産植物に該当します。

農薬の総使用回数については、農薬取締法施行規則により農作物等の生産に用いた

種苗のは種又は植付け（は種又は植え付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（以下「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数とされており、ここでは、種いもを採種ほ場で掘り上げた時点から生育期間としてカウントします。

なお、ばれいしょの原原種・原種については、種苗を生産することから非食用扱いとなり農薬の使用回数の表示は必要ありませんが、ばれいしょの種苗であることから指定種苗の表示が必要です。

(問34) 外国で発芽後数日間栽培した苗を日本に輸入して、その後国内で数十日栽培して苗として販売する場合、生産地はどのように表示するのか？

(答)

発芽後数日栽培した場合でも、その国名を表示してください。

(問35) 外国から穂木を輸入して、国内の台木に接いだ後に販売する場合、生産地はどのように表示するのか？

(答)

接ぎ木苗については、穂木を輸入した国名を生産地として表示してください。

(問36) 表示事項を記載した書類を別途FAXや郵便で送付した場合は、種苗法の表示に当たるのか？

(答)

法第59条では、「指定種苗は、その包装に定められた事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない」と規定しています（ばら売り等の場合は、掲示その他見やすい方法でも可としています）。種苗の購入者が確実かつ容易に表示事項を見ることができることが必要であるので、FAXや郵便での取扱いには注意が必要です。

具体的には、注文に応じて種苗を購入者に送付するようなケースで、相手方が明確であり、かつ、事前にFAXによる表示事項の送信について双方が合意をしているような場合は、FAXによる表示も可能です。

(問37) インターネット上で販売する場合、ホームページに掲載した種苗の種類等は種苗法の表示に当たるのか？

(答)

指定種苗の表示の規定については問36のとおりであり、情報が購入者へ確実に伝わるのが重要です。

ホームページによる販売は不特定多数の購入者を対象としていますが、所定の表示事項が掲載されていれば、表示に当たるものと考えられます（カタログ販売の場合も同様です）。ただし、次の条件が満たされていることが必要です。

- 1 商品をインターネットかカタログ上に掲載した後で農薬の使用が追加された場合、商品と同時に追加使用された農薬の情報が個々の商品に添付されていること。また、農薬の使用回数が増え得る事をあらかじめ予告していること。（なお、種子袋に入った商品で、その後農薬が追加使用されるおそれがないものは、その必要はありません。）
- 2 インターネット上の掲載については、購入する者が容易にインターネット上で表示事項を見ることができること。（ただし、一般の小売店の店頭販売の場合に、インターネット上で参照できることを理由にして店頭での表示を省略することはできません。）
- 3 いずれの場合も見やすい大ききさで表示されていること。

(問38) 水稲苗の表示方法は？

(答)

表示事項については、食用農林水産植物の苗と同じです（問24を参照）。

水稲苗の表示方法については、通常の販売形態が数十箱単位であることから、表示事項を納品書に添付又は追記するやり方が最も簡便かと思えます。

また、法59条第3項において、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択する際にその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であるものとして、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆について「指定種苗品種特徴表示基準」を定めています。なお、苗については、地域に適した奨励品種の導入により苗生産が行われていること、種子と違って農協管内を中心とする限られた範囲での流通形態が多いこと等から、改めて品種等の特徴を表示する必要がないため、「指定種苗品種特徴表示基準」は適用しないこととします。

(問39) 果樹のブルーベリー、ネクタリンについても表示が必要か？

(答)

指定種苗に含まれない植物には表示の義務がありません。果樹ではブルーベリーが

指定種苗として定められていないため、表示の義務はありません。ネクタリンについては、指定種苗である「もも」に含まれていることから表示が必要です。

(問40) 種類や品種を混合して販売する場合の表示方法は？

(答)

種苗法では、種類、品種、農薬使用状況、生産地等を全て記載するよう定めていることから、列記する必要があります。しかしながら表示義務のある情報が膨大になり、限られたスペースの中で表示が見にくくなってしまう可能性があることから、家庭園芸用の種苗として販売する場合に限り、混合された種苗の中で代表的なものを複数記載し、詳細についての問い合わせが可能となるよう表示して下さい。

(例) チューリップの球根を混合して販売する場合

品 種 名	生 産 地	使用農薬の有効成分名
バレンタイン	オランダ	
ページポルカ	富山県	チオファネートメチル
フロローサー	茨城県	ベノミル
ピンクダイヤモンド	オランダ	
ネグリター	京都府	キャプタン
白雪姫	兵庫県	トリフルミゾール

表示方法 (例)

チューリップ球根 混合
白雪姫、バレンタイン他 4 種類

生産地 京都府、兵庫県他 3 カ所
数量 ○個
使用農薬
ベノミル、キャプタン他 2 種類処理済み
○○種苗株式会社
○○県○○市○○町○○丁目○○ー○

内容物を詳しく知りたい方は
* ○○○ー○○○○ (お客様相談センター)

(注) * 問い合わせが可能となるよう種苗業者の電話番号等の連絡先を必ず明記してください。

(問41) ベビーリーフ（ミックスレタス等）の混合種子セットの表示方法は？

(答)

問40と同様に、家庭園芸用の種苗として販売する場合に限り、混合された種苗の中で複数のものを表示してあれば問題ないこととします。

表示方法は問40に準じてください。農薬を使用した場合は、食用に供される農作物の種苗であることから、有効成分ごとの使用回数を表示する必要があります。

【検査及び罰則等について】

(問42) 種苗法の遵守状況については誰がチェックを行うのか。また、違反に対する罰則はどのようになっているのか。

(答)

1 指定種苗の表示及び品質検査については、(独)種苗管理センター、(独)家畜改良センター(飼料作物の種子)が主体となって実施しています。

また、必要に応じて、農林水産省が検査を行う場合もあります。

なお、稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆の主要農作物については、都道府県が実施することとなっています。

2 虚偽の表示をした指定種苗を販売した者及び表示違反の改善勧告・変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処することができることとなっています。

また、「種苗業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした者」、「正当な理由がないのに集取を拒み、妨げ又は忌避した者」、「必要な報告若しくは書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者」に対し、30万円以下の罰金に処することができることとなっています。

(問43) ルールを遵守していない者が発見された場合、行政としてどのように対処するのか。

(答)

表示すべき事項を表示していない場合及び不適切な表示をしている場合は、適切な表示がなされるよう命令を行うこととしています。

また、命令に従わない場合には、問42の罰則に処することができることとなっています。